

青梅市告示第 1 2 2 号

公共下水道の供用および終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定により、次のとおり公示する。

なお、図面は、青梅市環境部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

青梅市長 大勢待 利 明

- 1 供用および処理を開始すべき年月日
令和 8 年 8 月 1 日
- 2 下水を排除および処理すべき区域
別紙のとおり
- 3 排水施設の位置
縦覧図面のとおり
- 4 終末処理場の位置および名称
東京都昭島市宮沢町三丁目 1 5 番 1 号
東京都多摩川上流水再生センター
- 5 合流式または分流式の別
分流式（汚水）

以 上

別紙

下水を排除および処理すべき区域

町 丁 名
長淵 1 丁目の一部
長淵 8 丁目の一部
今寺 3 丁目の一部
野上町 1 丁目の一部
畑中 1 丁目の一部
柚木町 1 丁目の一部
柚木町 3 丁目の一部
沢井 2 丁目の一部
沢井 3 丁目の一部
御岳 2 丁目の一部
小曾木 2 丁目の一部